

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所(現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」)が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

外商投資企業設立及び変更届出管理暫定弁法 (2016年10月8日商務部令2016年第3号として発布)

第1章 総則

第1条 対外開放を更に拡大し、外商投資管理体制改革を推進し、法治化・国際化・円滑化したビジネス環境を整備するため、「中華人民共和国外合弁経営企業法」・「中華人民共和国外合作経営企業法」・「中華人民共和国外資企業法」・「中華人民共和国会社法」並びに関連法律、行政法規及び國務院の決定に基づき、本弁法を制定する。

第2条 外商投資企業の設立及び変更が、国が実施を規定する参入許可特別管理措置にかかわらない場合に、本弁法を適用する。

第3条 國務院商務主管部門は、全国範囲内の外商投資企業設立及び変更の届出管理業務を統一計画及び指導することに責任を負う。

各省・自治区・直轄市・計画単列市・新疆生産建設兵団・副省級都市の商務主管部門、及び自由貿易試験区・国家級經濟技術開發区の関連機構は、外商投資企業設立及び変更の届出機構であり、自区域内の外商投資企業設立及び変更の届出管理業務に責任を負う。

届出機構は、外商投資総合管理情報システム(以下「総合管理システム」という。)を通じて届出業務を展開する。

第4条 外商投資企業又はその投資家は、本弁法により真実・正確・完全に届出情報を提供し、届出申告承諾書を作成しなければならない。虚偽記載・誤導性陳述又は重大な遺漏があってはならない。外商投資企業又はその投資家は、既に提出した届出情報に関連する証明資料を適切に保存しなければならない。

第2章 届出手続

第5条 外商投資企業を設立する場合において、本弁法所定の届出範囲に属するときは、企業名称事前審査許可を取得した後に、全投資家(又は外商投資株式有限会社の全発起人。以下「全発起人」という。)が指定する代表若しくは共同で委託する代理人は營業許可証の発行前に、又は外商投資企業が指定する代表若しくは委託する代理人は營業許可証の発行後30日以内に、総合管理システムを通じて「外商投資企業設立届出申告表」(以下「設立申告表」という。)及び関連文書をオンラインで記入・申告及び提出し、設立届出手続を行わなければならない。

第6条 本弁法所定の届出範囲に属する外商投資企業に、以下の変更事項が発生した場合には、外商投資企業が指定する代表又は委託する代理人は、変更事項の発生後30日以内に、総合管理システムを通じて「外商投資企業変更届出申告表」(以下「変更申告表」という。)及び関連文書をオンラインで記入・申告及び提出し、変更届出手続を行わなければならない。

い。

- (一) 外商投資企業の基本情報の変更(名称・登録住所・企業類型・経営期間・投資業種・業務類型・経営範囲・国が規定する輸入設備減免税範囲に属するか否か・登録資本・投資総額・組織機構構成・法定代表者・外商投資企業の最終的実質支配者の情報・連絡担当者及び連絡方式の変更を含む。)
- (二) 外商投資企業の投資家の基本情報の変更(氏名(名称)・国籍/地域又は住所(登録地又は登録住所)・証明書類型及び番号・引受出資額・出资方式・出資期限・資金源泉地・投資家類型の変更を含む。)
- (三) 出資持分(株式)・合作権益の変更
- (四) 合併・分割・終了
- (五) 外資企業財産権益の対外的な抵当権設定・譲渡
- (六) 中外合作企業の外国合作者による投資の先行回収
- (七) 中外合作企業の経営管理委託

このうち、合併・分割・減資等の事項について関連する法律法規の規定により公告しなければならない場合には、変更届出手続を行う際に、法による公告手続実施の状況を説明しなければならない。

前述の変更事項が最高権力機構による決議にかかわる場合には、外商投資企業の最高権力機構が決議を行った時期を、変更事項の発生時期とする。外商投資企業の変更事項の効力発生条件について法律法規に別段の要求がある場合には、相応の要求を満たした時期を変更事項の発生時期とする。

外商投資の上場会社及び全国中小企業株式譲渡システムにおいて登録した会社は、外国投資家の持株比率の変化が累計 5%を超える場合及び持分支配又は相対的持分支配の地位に変化が発生した場合に限り、投資家基本情報又は株式変更事項について届出手続を行うことができる。

第 7 条 外商投資企業又はその投資家は、外商投資企業設立又は変更届出手続を行うにあたり、総合管理システムを通じて以下の文書をアップロードし提出する必要がある。

- (一) 外商投資企業の名称事前審査許可資料又は外商投資企業の営業許可証
- (二) 外商投資企業の全投資家(又は全発起人)若しくはその授權代表が署名する「外商投資企業設立届出申告承諾書」、又は外商投資企業の法定代表者若しくはその授權代表が署名する「外商投資企業変更届出申告承諾書」
- (三) 全投資家(又は全発起人)又は外商投資企業が代表を指定し、又は共同で代理人を委託したことに係る証明(授權委託書及び被委託者の身分証明を含む。)
- (四) 外商投資企業の投資家又は法定代表者が他人に関連文書への署名を委託したことに係る証明(授權委託書及び被委託者の身分証明を含む。)(他人に関連文書への署名を委託しない場合には、提供を要しない。)
- (五) 投資家の主体資格証明又は自然人の身分証明(変更事項が投資家基本情報の変更にかかわらない場合には、提供を要しない。)
- (六) 法定代表者の自然人の身分証明(変更事項が法定代表者の変更にかかわらない場合には、提供を要しない。)

前述の文書の原本が外国語である場合には、中国語訳を同時にアップロードして提出しなければならない。外商投資企業又はその投資家は、中国語訳の内容と外国語原本の内容

とが一致するよう確保しなければならない。

第 8 条 外商投資企業の投資家が営業許可証の発行前に届出情報を既に提出している場合において、投資に係る実際の状況に変化が生じたときは、営業許可証の発行後 30 日以内に届出機構に対し、変化した状況について変更届出手续を履行しなければならない。

第 9 条 審査認可を経て設立された外商投資企業に変更が発生し、かつ、変更後の外商投資企業が、国が実施を規定する参入許可特別管理措置にかかわらない場合には、届出手续を行わなければならないが、届出が完了すると、その「外商投資企業認可証書」は同時に失効する。

第 10 条 届出管理の外商投資企業に発生する変更事項が、国が実施を規定する参入許可特別管理措置にかかわる場合には、外商投資関連法律法規に従って審査認可手续を行わなければならない。

第 11 条 外商投資企業又はその投資家が「設立申告表」又は「変更申告表」及び関連文書をオンラインで提出した後に、届出機構は、記入・申告情報の形式上の完全性及び正確性について照合確認を行い、かつ、申告事項が届出範囲に属するか否かについて審査を行う。本弁法所定の届出範囲に属する場合には、届出機構は、3 営業日以内に届出を完了させなければならない。届出範囲に属しない場合には、届出機構は、関係規定に従って処理するよう外商投資企業又はその投資家に 3 営業日以内にオンラインで通知し、かつ、法により処理するよう関連部門に通知しなければならない。

届出機構は、外商投資企業若しくはその投資家が記入・申告した情報が形式上不完全・不正確であること、又は経営範囲について更なる説明をそれらに求める必要があることを発見した場合には、15 営業日以内に関連情報をオンラインで補充提出するようそれらにオンラインで一括告知しなければならない。補充情報の提出に係る時間は、届出機構の届出期限に算入しない。外商投資企業又はその投資家が 15 営業日以内に関連情報を補充完備することができない場合には、届出機構は、外商投資企業又はその投資家に届出が完了していないことをオンラインで告知する。外商投資企業又はその投資家は、同一の設立又は変更事項について別途届出申請を提出することができ、既に当該設立又は変更事項を実施した場合には、5 営業日以内に別途提出しなければならない。

届出機構は、総合管理システムを通じて届出結果を発表し、外商投資企業又はその投資家は、総合管理システムの中で届出結果情報を検索することができる。

第 12 条 届出完了後、外商投資企業又はその投資家は、外商投資企業名称事前審査許可資料(写し)又は外商投資企業営業許可証(写し)に基づき届出機構から「外商投資企業設立届出受領証」又は「外商投資企業変更届出受領証」(以下「届出受領証」という。)を受領することができる。

第 13 条 届出機構が発行する「届出受領証」には、以下の内容を明記する。

- (一) 外商投資企業又はその投資家が設立又は変更届出申告資料を既に提出し、かつ、形式要求に適合すること。
- (二) 届け出た外商投資企業設立又は変更事項
- (三) 当該外商投資企業の設立又は変更事項が届出範囲に属すること。
- (四) 国が規定する輸入設備減免税範囲に属するか否か。

第 3 章 監督管理

第14条 商務主管部門は、外商投資企業及びその投資家による本弁法の遵守状況について監督検査を実施する。

商務主管部門は、抽出検査、通報に基づき検査を行う、関係部門又は司法機関からの提案及び報告の状況に基づき検査を行う、並びに職権の発動による検査等の方式を採用し、監督検査を展開することができる。

商務主管部門は、公安・国有資産・税関・税務・工商・証券・外貨等の関係行政管理部門と密接に協同協力し、情報共有を強化しなければならない。商務主管部門は、監督検査の過程において外商投資企業又はその投資家に、自部門の管理職責に属しない法規違反行為があることを発見した場合には、遅滞なく関係部門に通報しなければならない。

第15条 商務主管部門は、公平かつ規範的な要求に従って、外商投資企業の届出番号等に基づき検査対象を無作為抽出して確定し、検査員を無作為に派遣して、外商投資企業及びその投資家について監督検査を行わなければならない。抽出検査の結果は、商務主管部門が商務部外商投資情報公示プラットフォームを通じて公示する。

第16条 公民、法人又はその他の組織は、外商投資企業又はその投資家に本弁法に違反する行為が存在することを発見した場合には、商務主管部門に対して通報することができる。通報が書面形式を採用し、明確な被通報者が存在し、かつ、関連事実及び証拠が提供されている場合には、商務主管部門は、通報の受領後に必要な検査を行わなければならない。

第17条 その他の関係部門又は司法機関がその職責を履行する過程において、外商投資企業又はその投資家に本弁法に違反する行為があることを発見した場合には、商務主管部門に対して監督検査の提案を申し入れることができ、商務主管部門は、関連提案を受けた後に遅滞なく検査を行わなければならない。

第18条 本弁法の規定に従って届出を行わず、又は過去に届出の不実、監督検査への非協力、若しくは商務主管部門が下した行政処罰決定の履行拒否の記録がある外商投資企業又はその投資家について、商務主管部門は、職権により検査を発動することができる。

第19条 商務主管部門が外商投資企業及びその投資家について行う監督検査の内容は、以下を含む。

- (一) 本弁法の規定に従って届出手続を履行しているか否か。
- (二) 外商投資企業又はその投資家が記入・申告した届出情報が、真実・正確・完全であるか否か。
- (三) 国が実施を規定する参入許可特別管理措置中に列記された投資禁止領域において投資経営活動を展開しているか否か。
- (四) 国が実施を規定する参入許可特別管理措置中に列記された投資制限領域において審査認可を経ずに投資経営活動を展開しているか否か。
- (五) 国家安全審査の実施に及ぶ状況が存在しているか否か。
- (六) 「届出受領証」を偽造、変造、賃貸、無償貸与又は譲渡しているか否か。
- (七) 商務主管部門が下した行政処罰決定を履行しているか否か。

第20条 検査の際に、商務主管部門は、法により関係資料を閲覧し、又は被検査人に関係資料を提供するよう要求することができ、被検査人は、実際のとおり提供しなければならない。

第21条 商務主管部門は、検査の実施にあたり、被検査人の正常な生産経営活動を妨害してはならず、被検査人が提供する財物又はサービスを受領してはならず、その他の不法な利益の獲得を謀ってはならない。

第22条 商務主管部門及びその他の主管部門が監督検査の中で掌握した、外商投資企業又はその投資家の誠実状況を反映した情報は、商務部外商投資誠実档案システムに入力しなければならない。そのうち、本弁法の規定どおりに届出を行わない、不実の届出を行う、「届出受領証」を偽造、変造、賃貸、無償貸与若しくは譲渡している、監督検査について協力しない、又は商務主管部門が下した行政処罰決定の履行を拒否するものについては、商務主管部門は、関連の誠実情報を商務部外商投資情報公示プラットフォームを通じて公示しなければならない。

商務部及び関連部門は、外商投資企業及びその投資家の誠実情報を共有する。

商務主管部門が前2項により公示又は共有した誠実情報には、外商投資企業又はその投資家のプライバシー・商業秘密又は国家秘密を含んではならない。

第23条 外商投資企業及びその投資家は、商務部外商投資誠実档案システム中の自身の誠実情報を検索することができ、関係情報記録が不完全である、又は誤りを有すると判断する場合には、関連証明資料を提供し、かつ、商務主管部門に対して修正を申請することができる。調査を経て事実であると確認された場合には、修正を行う。

本弁法への違反により生じた不誠実記録について、外商投資企業又はその投資家が違法行為を是正し、かつ、関連義務を履行した後3年の間に本弁法への違反行為が再度発生しなかった場合には、商務主管部門は、当該不誠実記録を削除しなければならない。

第4章 法的責任

第24条 外商投資企業又はその投資家が本弁法の規定に違反し、届出義務を期限に従って履行することができず、又は届出を行う際に重大な遺漏が存在した場合には、商務主管部門は、期限を限り是正するよう命じなければならない。期限を徒過して是正せず、又は情状が重大である場合には、3万元以下の過料に処する。

外商投資企業又はその投資家が本弁法の規定に違反し、届出義務の履行を回避し、届出を行う際に真実の状況を隠し、誤導性若しくは虚偽の情報を提供し、又は「届出受領証」を偽造、変造、賃貸、無償貸与若しくは譲渡した場合には、商務主管部門は、期限を限り是正するよう命じなければならない、かつ、3万元以下の過料に処する。その他の法律法規に違反した場合には、関係部門が相応の法的責任を追及する。

第25条 外商投資企業又はその投資家が、国が実施を規定する参入許可特別管理措置に列記された投資制限領域において審査認可を経ずに投資経営活動を展開する場合には、商務主管部門は、期限を限り是正するよう命じなければならない、かつ、3万元以下の過料に処する。その他の法律法規に違反した場合には、関係部門が相応の法的責任を追及する。

第26条 外商投資企業又はその投資家が、国が実施を規定する参入許可特別管理措置に列記された投資禁止領域において投資経営活動を展開する場合には、商務主管部門は、期限を限り是正するよう命じなければならない、かつ、3万元以下の過料に処する。その他の法律法規に違反した場合には、関係部門が相応の法的責任を追及する。

第27条 外商投資企業又はその投資家が商務主管部門の監督検査を回避し、拒絶し、又は

その他の方式で妨害する場合には、商務主管部門が是正を命じ、1万元以下の過料に処することができる。

第28条 関係する業務人員が届出又は監督管理の過程で職権を濫用し、職務を懈怠し、私利を図り、又は賄賂を請求・收受する場合には、法により行政処分を与える。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第5章 附則

第29条 本弁法の実施前に商務主管部門が既に受理していた外商投資企業の設立及び変更事項が、審査認可を完了しておらず、かつ、届出範囲に属する場合には、審査認可手続は取りやめ、外商投資企業又はその投資家は、本弁法に従い届出手続を行わなければならない。

第30条 外商投資事項が独占禁止審査にかかわる場合には、関連規定に従って処理する。

第31条 外商投資事項が国家安全審査にかかわる場合には、関連規定に従って処理する。届出機構が届出手続の処理又は監督検査時に、当該外商投資事項が国家安全審査範囲に属する可能性があると判断したが、外商投資企業の投資家が国家安全審査申請を商務部に提出していない場合には、届出機構は、安全審査申請を商務部に提出するよう投資家に遅滞なく告知し、かつ、関連手続の処理を暫時停止し、同時に関係状況を商務部へ報告しなければならない。

第32条 投資類外商投資企業（投資性会社及びベンチャー投資企業を含む。）は、外国投資家と同視し、本弁法を適用する。

第33条 香港特別行政区・マカオ特別行政区・台湾地区の投資家による投資が、国が実施を規定する参入許可特別管理措置にかかわらない場合には、本弁法を参照して処理する。

第34条 香港のサービス提供者は内地において『内地と香港との経済・貿易関係緊密化協定』サービス貿易合意により香港に対して開放されているサービス貿易領域のみに投資し、マカオのサービス提供者は内地において『内地とマカオとの経済・貿易関係緊密化協定』サービス貿易合意によりマカオに対して開放されているサービス貿易領域のみに投資し、その会社設立及び変更の届出は「香港・マカオサービス提供者の内地における投資届出管理弁法（試行）」に従って処理する。

第35条 商務部が本弁法の発効前に発布していた部門規則及び関連文書が本弁法と一致しない場合には、本弁法を適用する。

第36条 自由貿易試験区・国家級経済技術開発区の関連機構は、本弁法第3章及び第4章に基づき、自区域内の外商投資企業及びその投資家による本弁法の遵守状況について監督検査を実施する。

第37条 本弁法は、公布の日から施行する。「自由貿易試験区外商投資届出管理弁法（試行）」（商務部公告2015年第12号）は、同時にこれを廃止する。

付属文書：

1. 外商投資企業設立届出申告資料
2. 外商投資企業変更届出申告資料
3. 外商投資企業設立届出受領証
4. 外商投資企業変更届出受領証

(注: 外商投資総合管理情報システムの URL : <http://wzzxbs.mofcom.gov.cn>)

(法令原文名称: 外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法)

シティユーワ法律事務所

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

付属文書 1

外商投資企業設立届出申告資料

一、外商投資企業設立届出申告表

届出番号：

一、外商投資企業の基本情報	
企業名称	(中文) (英文)
登録住所	省 市 区 自由貿易試験区 内にあるか <input type="checkbox"/> はい(選択する エリアにチェッ クを記入) <input type="checkbox"/> いいえ 国家級経済技術 開発区内にある か <input type="checkbox"/> はい(選択する 経済技術開発区 にチェックを記 入) <input type="checkbox"/> いいえ
統一社会信 用コード	<input type="checkbox"/> 営業許可証を既に受領している： _____ <input type="checkbox"/> 営業許可証を受領してい ないので、追って補充する
企業類型	<input type="checkbox"/> 合弁 <input type="checkbox"/> 合作 <input type="checkbox"/> 独資 <input type="checkbox"/> 株式制： <input type="checkbox"/> 上場 <input type="checkbox"/> 非上場（ <input type="checkbox"/> 公衆会社 <input type="checkbox"/> その他）
設立方式	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 普通新設 <input type="checkbox"/> 新設合併 <input type="checkbox"/> 吸収合併 <input type="checkbox"/> 存続分割 <input type="checkbox"/> 解散分割
経営期間	(* * *年又は長期)
投資業種	(業種コードの中から選んでチェックを記入)。このうち主として営む業 種は (選択するものにチェックを記入) である。
業務類型	<input type="checkbox"/> ハイテクノロジー企業 <input type="checkbox"/> 研究開発センター（ <input type="checkbox"/> 独立法人研究開発センター <input type="checkbox"/> 非独立法人研究開 発センター） <input type="checkbox"/> 機能性機構（ <input type="checkbox"/> 地域本部 <input type="checkbox"/> 購買センター <input type="checkbox"/> 財務管理センター <input type="checkbox"/> 決済 センター <input type="checkbox"/> 販売センター <input type="checkbox"/> 仕分けセンター <input type="checkbox"/> その他： _____） <input type="checkbox"/> 投資性会社 <input type="checkbox"/> ベンチャー投資企業 <input type="checkbox"/> ベンチャー投資管理企業 <input type="checkbox"/> 持分 投資企業 <input type="checkbox"/> 持分投資管理企業 <input type="checkbox"/> 金融資産管理会社

	<input type="checkbox"/> 国内居住者回帰投資 <input type="checkbox"/> 投資性会社投資 <input type="checkbox"/> ベンチャー投資企業投資 <input type="checkbox"/> 以上の各類型以外		
経営範囲		<input type="checkbox"/> 経営範囲は、国が実施を規定する 参入許可特別管理措置に関係して いない	
国が規定する輸入設備減免税範囲に属するか否か	<input type="checkbox"/> はい： <input type="checkbox"/> 国が外商投資を奨励する産業(条目を選んでチェックを記入) <input type="checkbox"/> 中西部地区外商投資優位産業(条目を選んでチェックを記入) <input type="checkbox"/> いいえ		
投資総額			
登録資本			
企業組織機構(実際の数に応じて下に記入欄を追加することができる)	最高権力機構の名称：		
	董事：	国籍(又は地域)：	
		<input type="checkbox"/> 旅券番号/ <input type="checkbox"/> 身分証番号：	
		任命者：	
	監事：	国籍(又は地域)：	
		<input type="checkbox"/> 旅券番号/ <input type="checkbox"/> 身分証番号：	
		任命者：	
	総経理：	国籍(又は地域)：	
		<input type="checkbox"/> 旅券番号/ <input type="checkbox"/> 身分証番号：	
連絡電話番号：			
法定代表者	氏名：	国籍(又は地域)：	
		<input type="checkbox"/> 旅券番号/ <input type="checkbox"/> 身分証番号：	
	役職：	連絡電話番号：	
外商投資企業の最終的実質支配者の情報(実質支配者の数に応じて下に欄を追加し記入することができる)	氏名/名称	(中文)	(英文)
	国籍(又は地域)/登録地		
	証明書・許可証番号		
	類別	以下の類型の中から選んでチェックを記入する。 <input type="checkbox"/> 国外上場会社 <input type="checkbox"/> 国外自然人 <input type="checkbox"/> 外国政府機構(政府基金を含む。) <input type="checkbox"/> 国際組織 <input type="checkbox"/> 国内上場会社 <input type="checkbox"/> 国内自然人 <input type="checkbox"/> 国有/集団企業	
	実質支配の方式	以下の方式の中から選んでチェックを記入する。 <input type="checkbox"/> 単独で又は関連投資家と共同で、企業の50%以上の株式、持分権、財産持分、議決権又はその他これらに類する権益を直接又は間接に保有する。 <input type="checkbox"/> 単独で又は関連投資家と共同で直接又は間接に保有する企業の株式、持分権、財産持分、議決権又はその他これらに類する権益は50%に満たないものの、享有している	

		議決権は、権力機構の決議に対して重大な影響を及ぼすのに十分である。 □企業の経営意思決定、人事、財務、技術等に対して重大な影響を有するその他の事由(詳しく説明されたい) _____	
在中投資計画についての説明			
予定している雇用人数			
企業の連絡担当者及び連絡方式	氏名:	証明書の名及び番号:	携帯電話:
	固定電話:	FAX:	電子メール:
	連絡先住所:		
二、外商投資企業の投資家の基本情報(投資家の数に応じて下に欄を追加し記入することができる)			
氏名/名称	(中文)	(英文)	
国籍(又は地域)又は住所/登録地又は登録住所			
証明書・許可証番号	証明書の類型: _____ 番号: _____		
引受出資額			権益比率:
	合作条件:(合作企業の投資家は、文章にて合作条件を記入することができる)		
出資方式	<input type="checkbox"/> 現金: _____ <input type="checkbox"/> 現物 _____ <input type="checkbox"/> 無形資産 _____ <input type="checkbox"/> 土地所有権 _____ <input type="checkbox"/> 持分権 _____ <input type="checkbox"/> その他 _____		
出資期限	年 月 日まで		
資金源泉地			
投資家類型	国外投資家(以下の選択肢から選んでチェックを記入): <input type="checkbox"/> 国外投資家は外商投資の投資性会社である <input type="checkbox"/> 国外投資家は外商投資のベンチャー投資企業である <input type="checkbox"/> 国外投資家は以上の投資類企業に該当しない		
	国内投資家(以下の選択肢から選んでチェックを記入): <input type="checkbox"/> 国内投資家は外商投資企業であるか、又は外商投資企業による国内再投資の状況が存在する <input type="checkbox"/> 上記の状況は存在しない		
投資家最終実質支配者情報(実質支配者の数に応じて下に欄を追加し記入することができる)	氏名/名称	(中文)	(英文)
	国籍(又は地域)/登録地		
	証明書・許可証番号		
	類別	以下の類型の中から選んでチェックを記入する。 <input type="checkbox"/> 国外上場会社 <input type="checkbox"/> 国外自然人	

る)		<input type="checkbox"/> 外国政府機構 (政府基金を含む。) <input type="checkbox"/> 国際組織 <input type="checkbox"/> 国内上場会社 <input type="checkbox"/> 国内自然人 <input type="checkbox"/> 国有/集団企業
	実質支配の方式	以下の方式の中から選んでチェックを記入する。 <input type="checkbox"/> 単独で又は関連投資家と共同で、企業の50%以上の株式、持分権、財産持分、議決権又はその他これらに類する権益を直接又は間接に保有する。 <input type="checkbox"/> 単独で又は関連投資家と共同で直接又は間接に保有する企業の株式、持分権、財産持分、議決権又はその他これらに類する権益は50%に満たないものの、享有している議決権は、権力機構の決議に対して重大な影響を及ぼすのに十分である。 <input type="checkbox"/> 企業の経営意思決定、人事、財務、技術等に対して重大な影響を有するその他の事由 (詳しく説明されたい) _____
三、備考		

二、オンライン提出資料

- (一) 外商投資企業の名称事前審査許可資料又は外商投資企業の営業許可証
- (二) 外商投資企業の全投資家（又は外商投資株式有限会社の全発起人）又はその授権代表が署名する「外商投資企業設立届出申告承諾書」
- (三) 全投資家（又は全発起人）又は外商投資企業が代表を指定し、又は共同で代理人に委託したことに係る証明（授権委託書及び被委託者の身分証明を含む。）
- (四) 外商投資企業の投資家が他人に関連文書への署名を委託したことに係る証明（授権委託書及び被委託者の身分証明を含む。）（他人に関連文書への署名を委託しない場合には、提供を要しない。）
- (五) 投資家の主体資格証明又は自然人の身分証明
- (六) 法定代表者の自然人の身分証明

前述の文書の原本が外国語である場合には、中国語訳を同時にアップロードして提出しなければならない。外商投資企業又はその投資家は、中国語訳の内容と外国語原本の内容とが一致するよう確保しなければならない。

三、承諾書

外商投資企業設立届出申告承諾書

中華人民共和国の関係法律法規の規定に基づき、ここに、***公司（以下、企業という。）設立届出情報を提出し、かつ、次のことを承諾する。

- 一、 届出申告に係る各規定の内容を既に了解している。
- 二、 記入・申告した届出情報は完全、真実かつ正確である。
- 三、 提供する届出書面資料は、完全、適法かつ有効である。
- 四、 企業が従事する経営活動は、国が実施を規定する参入許可特別管理措置の範囲に関係していない。
- 五、 申告内容は、各投資家又は企業の最高権力機構の真実の意思表示である。
- 六、 中華人民共和国の法律、行政法規及び規則の規定を遵守し、従事する投資経営活動は、中華人民共和国の主権、国の安全及び社会公共の利益を損なわない。
- 七、 「外商投資企業設立届出受領証」を偽造、変造、賃貸、無償貸与及び譲渡しない。

以上について、違反があった場合には、相応の法的責任を負う。

承諾者¹名称： _____

承諾者/授權代表の署名、捺印： _____

年 月 日

¹ 承諾者には、外商投資企業的全投資家又は外商投資株式有限会社の全発起人が含まれていなければならない。

(法令原文名称：外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法 附件1)

シテューワ法律事務所

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

付属文書2

外商投資企業変更届出申告資料

一、外商投資企業変更届出申告表

届出番号：

企業名称	(中文)	(英文)							
統一社会信用コード									
一、 <input type="checkbox"/> 外商投資企業の基本情報の変更（変更の必要がある事項を選びチェックを記入した上でシステムにログインし、設立申告表中の該当する内容を修正する） <input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 登録住所 <input type="checkbox"/> 企業類型 <input type="checkbox"/> 経営期間 <input type="checkbox"/> 投資業種 <input type="checkbox"/> 業務類型 <input type="checkbox"/> 経営範囲 <input type="checkbox"/> 国が規定する輸入設備減免税範囲に属するか否か <input type="checkbox"/> 投資総額 <input type="checkbox"/> 登録資本 <input type="checkbox"/> 董事、監事、総経理等の組織機構構成 <input type="checkbox"/> 法定代表者 <input type="checkbox"/> 外商投資企業の最終的実質支配者の情報 <input type="checkbox"/> 連絡担当者及び連絡方式									
二、 <input type="checkbox"/> 外商投資企業の投資家の基本情報の変更（変更の必要がある事項を選びチェックを記入した上でシステムにログインし、設立申告表中の該当する内容を修正する） <input type="checkbox"/> 氏名/名称 <input type="checkbox"/> 国籍（又は地域）又は住所/登録地又は登録住所 <input type="checkbox"/> 証明書・許可証の類型及び番号 <input type="checkbox"/> 引受出資額 <input type="checkbox"/> 出資方式 <input type="checkbox"/> 出資期限 <input type="checkbox"/> 資金源泉地 <input type="checkbox"/> 投資家類型									
三、 <input type="checkbox"/> 出資持分（株式）・合作權益の変更（下記の表に記入すると同時に、変更の実際の状況に基づき、“外商投資企業の基本情報の変更”、“投資家の基本情報の変更”、“合併・分割・終了”欄中の該当情報に関しチェックを入れて選択し記入する）									
変更の原因及び方式	元の投資家一覧表				変更後の投資家一覧表				
(説明)	名称	登録地	引受出資額	權益比率	名称	登録地	引受出資額	出資持分譲受/増資プレミアム・ディスカウント	權益比率
四、合併・分割・終了 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 新設合併（合併後に解散） <input type="checkbox"/> 吸収合併（ <input type="checkbox"/> 合併後に存続 <input type="checkbox"/> 合併後に解散）									

<input type="checkbox"/> 分割	<input type="checkbox"/> 存続分割 <input type="checkbox"/> 解散分割			
<input type="checkbox"/> 終了				
(一)合併(変更の状況に基づき、“外商投資企業の基本情報の変更”欄、“投資家の基本情報の変更”欄、“投資家の出資持分変更”欄に同時に記入する)	被合併企業	統一社会信用コード	合併後企業	統一社会信用コード
(二)分割(変更の状況に基づき、“外商投資企業の基本情報の変更”欄、“投資家の基本情報の変更”欄、“投資家の出資持分変更”欄に同時に記入する)	被分割企業	統一社会信用コード	分割により存続又は新設する企業	統一社会信用コード
(三) 終了	<input type="checkbox"/> 合併又は分割により解散する必要がある <input type="checkbox"/> 定款に定める経営期間が満了し、又は定款に定めるその他の解散事由が発生した。但し、企業が定款修正により存続する場合を除く <input type="checkbox"/> 最高権力機構が解散を決議した(□. 企業に重大な欠損が生じ、経営を継続することができない □不可抗力によって重大な損害を被り、経営を継続することができない □経営の目的が達成されず、また発展の見込みもない □. その他の原因：_____) <input type="checkbox"/> 法により営業許可証が取り消され、閉鎖を命じられ、又は廃止とされた <input type="checkbox"/> 人民法院が法により解散とした <input type="checkbox"/> 法律法規に定めるその他の解散事由(□当事者の一方が合意、契約又は定款に定める義務を履行せず、その結果、企業が経営を継続することができなくなった □その他の事由：_____)			
五、外資企業財産権益の対外的な抵当権設定・譲渡				
<input type="checkbox"/> 外資企業財産権益の対外的な抵当権設定・譲渡	(説明)			
六、中外合作企業の外国合作者による投資の先行回収				
<input type="checkbox"/> 中外合作企業の外国投資家による投資の先行回収	(説明)			

七、中外合作企業の経営管理委託	
<input type="checkbox"/> 中外合作企業の経営管理委託	(説明)
八、備考	

シテューワ法律事務所

二、オンライン提出資料

- (一) 外商投資企業の営業許可証
- (二) 外商投資企業の法定代表者又はその授権代表が署名する「外商投資企業変更届出申告承諾書」
- (三) 外商投資企業が代表を指定し、又は代理人に委託したことに係る証明(授権委託書及び被委託者の身分証明を含む。)
- (四) 法定代表者が他人に関連文書への署名を委託したことに係る証明(授権委託書及び被委託者の身分証明を含む。)(他人に関連文書への署名を委託しない場合には、提供を要しない。)
- (五) 投資家の主体資格証明又は自然人の身分証明(変更事項が投資家基本情報の変更にかかわらない場合には、提供を要しない。)
- (六) 法定代表者の自然人の身分証明(変更事項が法定代表者の変更にかかわらない場合には、提供を要しない。)

前述の文書の原本が外国語である場合には、中国語訳を同時にアップロードして提出しなければならない。外商投資企業又はその投資家は、中国語訳の内容と外国語原本の内容とが一致するよう確保しなければならない。

三、承諾書

外商投資企業変更届出申告承諾書

中華人民共和国の関係法律法規の規定に基づき、ここに、***公司（以下、企業という。）変更届出情報を提出し、かつ、次のことを承諾する。

- 一、 届出申告に係る各規定の内容を既に了解している。
- 二、 記入・申告した届出情報は完全、真実かつ正確である。
- 三、 提供する届出書面資料は、完全、適法かつ有効である。
- 四、 企業が従事する経営活動は、国が実施を規定する参入許可特別管理措置の範囲に関係していない。
- 五、 申告内容は、各投資家又は企業の最高権力機構の真実の意思表示である。
- 六、 中華人民共和国の法律、行政法規及び規則の規定を遵守し、従事する投資経営活動は、中華人民共和国の主権、国の安全及び社会公共の利益を損なわない。
- 七、 「外商投資企業変更届出受領証」を偽造、変造、賃貸、無償貸与及び譲渡しない。

以上について、違反があった場合には、相応の法的責任を負う。

承諾者¹名称： _____

法定代表者/授權代表の署名、捺印： _____

年 月 日

¹ 承諾者は、外商投資企業でなければならない。

(法令原文名称 : 外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法 附件 2)

シテューワ法律事務所

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

付属文書3

番号：

外商投資企業設立届出受領証

_____：

貴単位が提出した外商投資企業設立届出申告資料は、受領され、かつ、形式要求に適合する。前述の申告資料に基づくと、当該外商投資企業設立事項は、国が実施を規定する参入許可特別管理措置には関係しておらず、届出範囲に属している。

届出の基本情報は、次に掲げるとおりである。

企業名称	(中文)			
	(英文)			
企業類型				
登録住所				
投資総額				
登録資本				
投資業種			経営期間	
経営範囲				
国が規定する輸入設備減免税範囲に属するかどうか	<input type="checkbox"/> はい(<input type="checkbox"/> 国が外商投資を奨励する産業_____ <input type="checkbox"/> 中西部地区外商投資優位産業_____) <input type="checkbox"/> いいえ			
投資家名称又は氏名	国別(地区)	引受出資額	出資方式	權益比率
備考				

届出機構
(印章)

年 月 日

(法令原文名称：外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法 附件3)

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所 (現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」) が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

付属文書 4

番号：

外商投資企業変更届出受領証

_____：

貴単位が提出した外商投資企業変更届出申告資料は、受領され、かつ、形式要求に適合する。前述の申告資料に基づくと、当該外商投資企業変更事項は、国が実施を規定する参入許可特別管理措置には関係しておらず、届出範囲に属している。

変更後の届出の基本情報は、次に掲げるとおりである。

企業名称	(中文)			
	(英文)			
企業類型				
登録住所				
投資総額				
登録資本				
投資業種			経営期間	
経営範囲				
国が規定する輸入設備減免税範囲に属するか 否か	<input type="checkbox"/> はい (<input type="checkbox"/> 国が外商投資を奨励する産業_____ <input type="checkbox"/> 中西部地区外商投資優位産業_____) <input type="checkbox"/> いいえ			
投資家名称又は氏名	国別 (地区)	引受出資額	出資方式	権益比率
変更事項				
備考				

届出機構
(印章)

年 月 日

(法令原文名称：外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法 附件 4)